

(証券コード3286)
令和4年9月12日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
トラストホールディングス株式会社
代表取締役社長 喜久田 匡宏

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 令和4年9月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第9期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場において新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trust-hd.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trust-hd.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい状況から徐々に回復の兆しがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大の懸念から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

以上の結果、売上高12,668,441千円（前連結会計年度比2.7%増）、営業利益397,804千円（前連結会計年度は10,450千円の営業損失）、経常利益346,170千円（前連結会計年度は83,308千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益130,680千円（前連結会計年度比78.5%増）となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「その他事業」に含めていた株式会社嘉麻の庄の事業区分を「メディカルサービス事業」へ変更したため、前連結会計年度比については、前連結会計年度の数値を変更後の数値に組み替えて比較しております。

<駐車場事業>

駐車場事業につきましては、人流の回復に伴い、駐車場利用者数が徐々に回復する中、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高6,382,500千円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益100,721千円（前連結会計年度は130,269千円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は872ヶ所（前連結会計年度末より14ヶ所増）、車室数は32,215車室（前連結会計年度末より612車室増）となっております。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、当連結会計年度において、新築マンション3棟「トラストレジデンス花立（熊本市東区、37戸）」、「トラストレジデンス基山（佐賀県三養基郡基山町、60戸）」及び「トラストレジデンス三本松（大分県日田市、54戸）」が竣工、135戸の引渡しを実施いたしました。

以上の結果、売上高3,688,463千円（前連結会計年度比53.9%増）、営業利益282,456千円（同328.1%増）となりました。

<駐車場等小口化事業>

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては、当連結会計年度において、「トラストパートナーズ第24号（福岡市博多区、販売総額226,500千円）」、「トラストパートナーズ第25号（福岡県久留米市、販売総額41,500千円）」、「トラストパートナーズ第26号（川崎市高津区、販売総額134,000千円）」及び「トラストパートナーズ第27号（山口県下関市、長崎県佐世保市の2物件、販売総額134,000千円）」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高592,860千円（前連結会計年度比67.7%減）、営業利益62,883千円（同83.8%減）となりました。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業につきましては、「介護老人保健施設みやこ」、「福岡信和病院」及び「石田病院」等の賃貸収入等により概ね堅調に推移する一方、金銭債権については新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定の見直しを行い、貸倒引当金の積み増しを実施いたしました。

以上の結果、売上高273,651千円（前連結会計年度比26.4%増）、営業損失5,434千円（前連結会計年度は196,870千円の営業損失）となりました。

<RV事業>

RV事業につきましては、事業規模を縮小した上で、キャンピングカーの製造、販売及び修理・リノベーション等に注力いたしました。

以上の結果、売上高739,168千円（前連結会計年度比74.5%増）、営業損失31,460千円（前連結会計年度は169,506千円の営業損失）となりました。

<その他事業>

その他事業につきましては、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」、「和楽の湯下関せいりゅう（山口県下関市）」の来館者数回復及び警備契約獲得等に努めてまいりました。

なお、不採算事業である弁当・総菜等調理食品の製造・販売事業より撤退いたしました。

以上の結果、売上高991,796千円（前連結会計年度比0.5%減）、営業損失35,506千円（前連結会計年度は10,319千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め308,779千円であり、その主なものは、駐車場事業における精算機や舗装工事等の駐車場設備112,878千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備等108,335千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金（借換資金を含む）として、金融機関より長期借入金として全社合計で300,000千円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、令和3年10月1日付で、株式会社フチガミの全株式を株式会社愛光グループに売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
- ② 当社の子会社であるトラストビジョン株式会社は、令和4年3月31日付で解散し、令和4年6月29日付で清算終了しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第6期 (令和元年6月期)	第7期 (令和2年6月期)	第8期 (令和3年6月期)	第9期 (当連結会計年度 (令和4年6月期))
売 上 高	13,963,011	13,560,520	12,337,911	12,668,441
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	455,726	243,581	△83,308	346,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	197,550	57,582	73,224	130,680
1株当たり当期純利益	41円27銭	12円02銭	15円27銭	34円32銭
総 資 産	11,921,312	9,495,655	8,911,552	8,563,544
純 資 産	750,141	733,770	724,738	398,965

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式は連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 当連結会計年度において、令和3年8月12日に自己株式1,117,900株を394,618千円で取得したことにより、総資産及び純資産がそれぞれ減少しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
ト ラ ス ト パ ー ク 株 式 会 社	421,352千円	100%	駐車場事業
ト ラ ス ト 不 動 産 開 発 株 式 会 社	50,000千円	100%	不動産事業
ト ラ ス ト パ ト ロ ー ル 株 式 会 社	30,000千円	100%	総合警備業
ト ラ ス ト メ デ ィ カ ル サ ポ ー ト 株 式 会 社	55,000千円	100%	メディカルサービス事業
ト ラ ス ト ア セ ッ ト パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	100,000千円	100%	不動産特定共同事業
株 式 会 社 ジ ー エ ー ト ラ ス ト	10,000千円	100%	シェアードサービス事業
株 式 会 社 R V ト ラ ス ト	25,000千円	100%	R V車の製造、販売及び修理等
ト ラ ス ト ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社	10,000千円	100%	水素水製造販売等
株 式 会 社 和 楽	10,000千円	100%	温浴事業

(注) 1. その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在していません。

2. 令和3年10月1日付で株式会社フチガミの全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

3. トラストビジョン株式会社は令和4年3月31日付で解散し、令和4年6月29日付で清算終了しております。

4. 事業年度末における特定完全子会社の状況

・特定完全子会社の名称及び住所

トラストパーク株式会社 福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

・当事業年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額 953,688千円

・当事業年度末における当社の総資産額 3,932,948千円

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響長期化の懸念があり、景気の見通しは、極めて不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の駐車場事業及び不動産事業、駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、RV事業の他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

① 駐車場事業の拡大

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、外出自粛等により、駐車場稼働状況の回復が遅れる可能性もありますが、今後も安定収益確保のために月極獲得強化、料金設定の工夫、看板の改善、各種キャンペーン等をタイムリーに行くと同時に、駐車場美化、メンテナンスの充実等を常に実践しユーザーの信頼を高めることで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し収益の向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、当社グループにとって最重要課題の一つと考えております。

そのために、情報収集力・提案能力等の更なる強化を図るとともに、駐車場の運営力・サービス力を高めることにより土地建物・駐車場オーナー等の信頼の維持向上に引き続き努めてまいります。

② 不動産（新築マンション）の販売強化

新築マンション販売につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大及びアメリカの金融引き締めに伴う金利上昇等による消費マインドの低下が懸念される中、ロシアのウクライナ侵攻及び円安による原材料の高騰等を要因とし、事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中で、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。

また、マンション販売に当たっては販売代理会社と連携し、開発したマンションの早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③ 駐車場小口化商品の販売強化

駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」販売部門につきましては、収益力のある駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、効果的な広告宣伝活動、既存組合員様の追加購入・顧客紹介等により販売の拡大を図ってまいります。

この部門を一層強化することにより、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業等の業績拡大にもつなげてまいります。

④ その他事業の収益力向上

当社グループでは近年、メディカルサービス事業をはじめとする各種事業に取り組んでまいりました。今後は、収益力向上を図るため、引き続き事業の再構築等を積極的に進めながら、各事業を早期に軌道に乗せ、将来のグループの収益力の柱となるべき事業へと成長させてまいります。

当社グループは、これらの営業課題に取り組むに当たり、従業員や関係者の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、今後も優秀な人材の確保・育成を行い、社員の定着化・教育の充実を引き続き図ってまいります。

また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。

(8) 主要な事業内容（令和4年6月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社11社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小口化事業、メディカルサービス事業、RV事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

<駐車場事業>

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、又は低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発又は活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、事業展開しております。

<不動産事業>

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

<駐車場等小口化事業>

駐車場等小口化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を行っており、安全・安心な「医療設備」を提供しております。

<RV事業>

RV事業は、「新しいライフスタイルをサポートする」をコンセプトに、RV車等の製造、販売及び修理・リノベーション等を行っております。

<その他事業>

温浴事業は、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯 下関せりりゅう（山口県下関市）」の運営を行っており、お客様の健康を支援するべく人々が和み楽しむ空間を提供しております。ウォーター事業は、「健康的な明るい未来をサポートする」をコンセプトに、信頼のおける高濃度水素水の製造・販売等を行っております。また、警備事業は、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の常駐警備等を行っております。

(9) 主要な事業所（令和4年6月30日現在）

① 当社

本 社 福岡市博多区

② 子会社等

トラストパーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラスト不動産開発株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社グランシップ	(本社：福岡市博多区)
トラストパトロール株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストメディカルサポート株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストアセットパートナーズ株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社ジーエートラスト	(本社：福岡市博多区)
株式会社RVトラスト	(本社：福岡市博多区)
トラストネットワーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社和楽	(本社：福岡市博多区)
株式会社嘉麻の庄	(本社：福岡県嘉麻市)

(10) 使用人の状況（令和4年6月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
駐車場事業	92 (288)名	△4 (+7)名
不動産事業	10 (2)名	- (△1)名
駐車場等小口化事業	9 (-)名	△5 (-)名
メディカルサービス事業	6 (4)名	+1 (△2)名
R V 事業	13 (1)名	△19 (△3)名
その他事業	37 (91)名	△1 (+4)名
全社(共通)	23 (3)名	△3 (-)名
合計	190 (389)名	△31 (+5)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員（パート及びアルバイト）は、（ ）内に年間の平均人員（月間170時間換算）を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、当社グループ外への出向者21名を含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 当連結会計年度より、「その他事業」に含めていた株式会社嘉麻の庄の事業区分を「メディカルサービス事業」へ変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
5. R V 事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて19名減少しましたのは、事業規模を縮小したことに伴う、当社グループ内（他事業区分）への転籍10名によるものほか、自己都合による退職等によるものであります。

(11) 主要な借入先の状況（令和4年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	1,964,511千円
株式会社佐賀銀行	943,748千円
株式会社福岡銀行	745,573千円
株式会社十八親和銀行	727,922千円
株式会社北九州銀行	405,000千円
株式会社筑邦銀行	397,000千円
株式会社商工組合中央金庫	316,120千円

- (注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は16億円であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和4年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,204,500株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 3,292名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
九州応援ファンド第1号組合	407,800	10.61
九州応援ファンド第2号組合	398,300	10.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75551口)	165,100	4.29
トラストホールディングス従業員持株会	155,000	4.03
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	124,500	3.24
九州応援ファンド第3号組合	123,800	3.22
藤 原 香 代 子	75,800	1.97
株 式 会 社 竹 田 商 会	63,000	1.64
山 川 修	60,000	1.56
矢 羽 田 弘	60,000	1.56

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,359,988株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75551口）が所有する当社株式165,100株は自己株式として控除していません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和3年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得の内容

① 取得した株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	1,117,900株
③ 取得価額の総額	394,618,700円
④ 取得日	令和3年8月12日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和4年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	喜久田 匡宏	トラストメディカルサポート(株) 代表取締役 (株)RVトラスト 代表取締役 トラストネットワーク(株) 代表取締役 (株)和楽 取締役 (株)嘉麻の庄 代表取締役
代表取締役副社長	矢羽田 弘	トラスト不動産開発(株) 取締役 トラストメディカルサポート(株) 取締役 (株)ジーエートラスト 代表取締役 (株)RVトラスト 取締役 トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 代表取締役 (株)嘉麻の庄 取締役
代表取締役副社長	山 川 修	トラストパーク(株) 代表取締役 トラスト不動産開発(株) 取締役 (株)グランシップ 取締役 トラストパトロール(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 代表取締役
常務取締役	北 嶋 重 晴	経営企画部長兼内部監査室長 トラストメディカルサポート(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 取締役 (株)ジーエートラスト 取締役 (株)RVトラスト 取締役 トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 取締役 (株)嘉麻の庄 取締役
取 締 役	木 下 敏 之	
取 締 役	加 峯 辰 美	

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	市 原 一 也	トラストパーク(株) 監査役 トラストパトロール(株) 監査役 トラストメディカルサポート(株) 監査役 トラストアセットパートナーズ(株) 監査役 (株)ジーエートラスト 監査役 (株)RVトラスト 監査役 トラストネットワーク(株) 監査役 (株)和楽 監査役
監 査 役	江 口 秀 人	監査法人有明代表社員 公認会計士 トラスト不動産開発(株) 監査役
監 査 役	梁 井 純 輔	

- (注) 1. 取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役江口秀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏並びに監査役市原一也氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動等
- 喜久田匡宏氏は、令和3年9月28日付で、子会社であるトラスト不動産開発(株)の取締役を退任し、(株)和楽の代表取締役の地位のみを辞任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の代表取締役及び取締役を退任いたしました。
 - 矢羽田弘氏は、令和3年9月28日付で、当社の代表取締役副社長に就任し、子会社である(株)和楽の代表取締役に就任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの代表取締役及び取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の取締役を退任いたしました。
 - 山川修氏は、令和3年9月28日付で、当社の代表取締役副社長に就任し、子会社であるトラスト不動産開発(株)、トラストパトロール(株)の取締役に就任いたしました。
 - 北嶋重晴氏は、令和3年9月28日付で、当社の常務取締役に就任し、子会社であるトラストパトロール(株)の取締役を退任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の取締役を退任いたしました。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、非金銭型報酬等については、時期を見て導入を検討するものとする。

② 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益の予算に対する達成度合い等に応じて算定した額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の基本報酬と業績連動報酬等の報酬割合については、取締役会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は、取締役会での検討内容を尊重し、その決定された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、委任を受けた代表取締役は、その決定内容を取締役会において報告するものとする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長喜久田匡宏に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,100 (6,600)	91,100 (6,600)	— (—)	— (—)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	100,100 (15,600)	100,100 (15,600)	— (—)	— (—)	10名 (5名)

- (注) 1. 上表には、令和3年7月15日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 平成26年9月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。
3. 令和3年9月28日開催の第8期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、株式報酬の額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内（業務執行取締役に限定）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役江口秀人氏は、監査法人有明の代表社員であります。当社と監査法人有明との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 下 敏 之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、経済の専門的見識と幅広く豊富な経験に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	加 峯 辰 美	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監 査 役	市 原 一 也	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	江 口 秀 人	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	梁 井 純 輔	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、永続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

(1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- ④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- ⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じて閲覧できる状態とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営企画部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。
- ② 当社の内部監査室は、定期的子会社の内部監査を実施する。
- ③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求められることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- ② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- ② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め21回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。
また、監査役会を14回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
- ④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,455,079	流動負債	4,715,335
現金及び預金	2,212,330	買掛金	235,919
受取手形	18,480	短期借入金	2,000,200
売掛金	192,729	1年内返済予定の長期借入金	1,462,650
販売用不動産	339,498	リース債務	124,919
仕掛販売用不動産	1,544,864	未払法人税等	39,764
商品及び製品	69,224	資産除去債務	7,509
仕掛品	26,901	契約負債	218,566
原材料及び貯蔵品	104,594	その他	625,806
営業貸付金	553,350	固定負債	3,449,243
前払費用	448,820	社債	300,000
その他	236,360	長期借入金	2,399,884
貸倒引当金	△292,076	リース債務	187,439
固定資産	3,108,465	退職給付に係る負債	88,193
有形固定資産	2,185,799	株式給付引当金	19,723
建物及び構築物	1,012,404	資産除去債務	111,174
機械装置及び運搬具	160,473	その他	342,828
土地	707,411	負債合計	8,164,578
リース資産	222,423	(純資産の部)	
建設仮勘定	807	株主資本	402,205
その他	82,278	資本金	422,996
無形固定資産	181,823	資本剰余金	224,086
のれん	62,233	利益剰余金	351,215
その他	119,589	自己株式	△596,094
投資その他の資産	740,842	その他の包括利益累計額	△3,239
投資有価証券	40,100	その他有価証券評価差額金	△3,239
長期貸付金	30,899	純資産合計	398,965
敷金及び保証金	445,173	負債・純資産合計	8,563,544
繰延税金資産	152,833		
その他	71,835		
資産合計	8,563,544		

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,668,441
売 上 原 価		10,148,785
売 上 総 利 益		2,519,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,121,851
営 業 利 益		397,804
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,281	
受 取 配 当 金	523	
助 成 金 収 入	28,613	
そ の 他	30,659	61,079
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102,111	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	632	
そ の 他	9,968	112,713
経 常 利 益		346,170
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13,462	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4,219	17,681
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,701	
固 定 資 産 除 却 損	1,494	
減 損	49,578	
出 資 金 評 価 損	49,989	
リ ー ス 解 約 損	13,574	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	6,045	126,384
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		237,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	70,857	
法 人 税 等 調 整 額	35,930	106,788
当 期 純 利 益		130,680
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		130,680

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,030,778	流動負債	2,031,723
現金及び預金	576,039	短期借入金	1,866,000
未収入金	73,639	1年内返済予定の長期借入金	126,840
短期貸付金	377,306	リース債務	4,169
その他	25,016	未払金	25,526
貸倒引当金	△21,223	未払法人税等	556
固定資産	2,902,170	その他	8,631
有形固定資産	294,641	固定負債	981,934
建物	102,259	社債	300,000
構築物	48,454	長期借入金	487,861
工具、器具及び備品	11,620	リース債務	2,571
土地	126,076	退職給付引当金	3,249
リース資産	6,097	株式給付引当金	768
その他	132	債務保証損失引当金	180,797
無形固定資産	4,403	その他	6,688
その他	4,403	負債合計	3,013,658
投資その他の資産	2,603,125	(純資産の部)	
投資有価証券	37,115	株主資本	922,541
関係会社株式	1,281,277	資本金	422,996
出資金	10	資本剰余金	547,251
長期貸付金	2,091,891	資本準備金	109,435
繰延税金資産	15,350	その他資本剰余金	437,815
その他	8,559	利益剰余金	485,837
貸倒引当金	△831,080	その他利益剰余金	485,837
資産合計	3,932,948	繰越利益剰余金	485,837
		自己株式	△533,544
		評価・換算差額等	△3,251
		その他有価証券評価差額金	△3,251
		純資産合計	919,290
		負債・純資産合計	3,932,948

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		507,131
販売費及び一般管理費		381,620
営 業 利 益		125,510
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,281	
そ の 他	3,276	26,557
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,097	
社 債 利 息	3,749	
投資有価証券売却損	632	
そ の 他	4,216	21,697
経 常 利 益		130,371
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	42,999	
債務保証損失引当金戻入	1,515	44,514
特 別 損 失		
固定資産売却損	498	
減 損 損 失	31,864	
関係会社株式評価損	11,469	
関係会社整理損失	0	
出 資 金 評 価 損	49,989	
貸倒引当金繰入額	47,925	
債 権 放 棄 損	87,699	229,446
税 引 前 当 期 純 損 失		54,560
法人税、住民税及び事業税	△18,929	
法 人 税 等 調 整 額	△3,948	△22,877
当 期 純 損 失		31,682

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 堤 剣吾
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大神 匡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
福岡事務所

指定社員 公認会計士 堤 剣吾
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大神 匡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年8月25日

トラストホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 市原 一也 ㊟

監査役（社外監査役） 江口 秀人 ㊟

監査役（社外監査役） 梁井 純輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化及び事業成長のための内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を両立すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額は19,222,560円

なお、中間配当金として1株につき金5円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

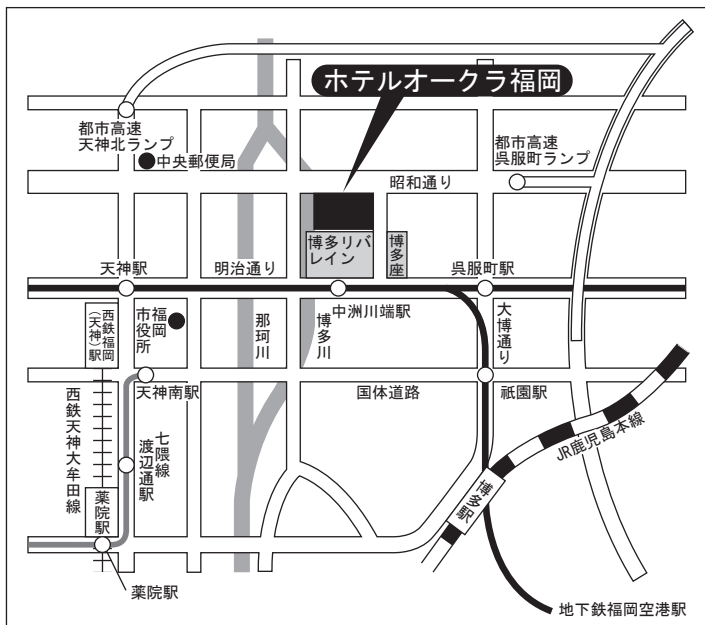
（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」TEL (092) 262-1111



<交通手段>

JR博多駅から 地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間 約5分)

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から 地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間 約10分)

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡(天神)駅から 徒歩 約15分

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。